

【別紙】

【入林に際しての遵守事項】

入林される際は、下記の事項について入林者全員へ周知し確実に遵守されるよう対応をお願いします。

記

一般的な事項について

- 入林は、自己責任が原則です。天候や現地の情報を確認し、十分な装備で入林してください。
- 悪天候時には滑落、落石、落枝、倒木、崩壊等の危険性が高まるため、入林を控えてください。
- 伊豆森林管理署職員が入林届の提示を求めることがありますので、入林の際には当署から送付した入林届の写しを携行するとともに、当署職員の指示に従ってください。
- 立入制限の標示がある区域には、立ち入らないでください。
- 伊豆地域では、11月1日～3月15日までの狩猟期間のほか、狩猟期間以外でも、猟銃及びわなを使用した一斉管理捕獲や有害鳥獣捕獲が行われています。当署では、狩猟入林者に対し事故防止の注意喚起を行っていますが、入林される皆様におかれましても、目立つ色の服を着用する、鈴を携帯するなど事故防止にご協力ください。
- 国有林内での火気の取り扱いには十分注意してください。たき火、タバコの投げ捨ては行わないでください。
- ごみは必ず持ち帰ってください。不法投棄には厳しい罰則が設けられています。
- 国有林には、一般の観光客も入林します。観光の妨げとならないよう留意願います。
- 国有林の入り口にはそれぞれゲートがあり、施錠してあります。ゲートや鍵は絶対に壊さないでください。（※器物損壊罪が適用される場合があります。）
- 動植物の保護にご協力ください。

その他

- 立木の伐採、損傷及び土地の形質変更を行う場合は許可が必要です。無断でこれらの行為を行った場合には法により罰せられることがあります。
- 万が一、事故や災害に遭った場合には一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

特記事項

森林事務所名	電話番号	担当区域
筏場森林事務所	0558-74-2501	伊豆市中伊豆地区（筏場・地藏堂・菅引国有林）
狩野森林事務所	0558-85-0436	伊豆市湯ヶ島地区（湯ヶ島・棚場山国有林）
河津森林事務所	0558-35-7107	河津町（大鍋・梨本・佐賀野国有林） 東伊豆町（白田・片瀬・奈良本国有林）
松崎森林事務所	0558-42-0213	松崎町（池代国有林）、西伊豆町（仁科国有林）
熱海森林事務所	0558-74-2503	熱海市（奥の沢・泉国有林）

※入林の際には、○がついている森林事務所に事前に連絡のうえ、通行止め箇所や危険箇所等の最新の情報を入手するようにしてください。なお、事務所職員の現場出張等により連絡が取れない場合には伊豆森林管理署（TEL050-3160-6020）までご連絡ください。

※森林事務所の開所時間は8：00～16：45です。

担当森林事務所は、入林届提出後にお知らせします。

車両により入林される方へ

林道は道幅が狭い上、見通しも悪く、落石、落枝、土砂崩れ等の危険がありますので、次の事項を遵守し、通行願います。

- 車両を使用して入林する場合には、入林届の写しをダッシュボードの上等の外から見える位置に置いてください。
- 林道は一般公道のような構造ではありません。スピードを落として安全運転をお願いします。
- カーブは徐行し、クラクションを鳴らす等出会い頭の衝突に注意するとともに、昼間でもヘッドライトを点灯する等対向車に注意しながら運転するよう努めてください。
- 林道上は駐車禁止です。駐車する必要がある場合は、他の車両通行を妨げないよう待避所・車回り場所等に駐車してください。なお、林道通行時及び駐車時に発生した車両の破損・汚損等について当署では責任を負いかねます。
- 国有林の入口に設置しているゲートの解錠番号は、車両による林道使用の申請が許可された場合に限り、必要な箇所のみお知らせします。解錠番号は絶対に他言しないでください。また、林道に出入りするときは必ず、その都度施錠してください。
- 林道の安全が確保できない場合や、当署等の事業実行に支障がある場合はゲートを閉鎖し、通行禁止としています。付近の標識等に注意し、通行禁止となっている林道には絶対に車両を乗り入れないでください。
- 国有林全域において、重機による林道の維持修繕作業を適宜実施していますのでご注意ください。

複数人での入林を計画されている方へ

- 参加者の安全には十分配慮し、事故等が発生しないよう気をつけてください。
- 参加者に万一事故が発生した際のことを考慮し、緊急時の体制を整えてください。

調査研究活動等を目的として入林される方へ

- 調査研究用試料等の採取を行う場合には、必要最小限度に留めてください。なお、高山植物等の採取を行う場合には、別途申請書を提出してください。
- 調査中は、調査をしていることが第三者にわかるよう標識、腕章等により標示してください。特に、一般の方の立ち入りを禁止している場所で作業する際にも、標識や腕章等を用いて、承諾を受けていることがわかるようにし、第三者が入り込まないような対応をお願いします。
- 使用した機材、標識等は、調査研究活動が終わり次第撤去してください。